

第60号（令和3年2月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【告示】

△	建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域から除く区域の一部改正【建築局建築企画課】	3
△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	4
△	児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】	5
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	6
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	8
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	9
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	10
△	生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	11
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	12
△	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	14
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	15
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	20
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	22
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	23
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】	24
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】	25
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】	26
△	同【建築局都市計画課】	27
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】	28

【公告】

△	大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	29
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	31
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	33
△	横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧【環境創造局農政推進課】	34
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	35
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	36
△	廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	37
△	マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可【建築局住宅再生課】	38
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	39
△	同【建築局調整区域課】	40
△	同【建築局調整区域課】	41
△	同【建築局調整区域課】	42

△	同	【建築局調整区域課】	43
△	同	【建築局調整区域課】	44
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	45
△	同	【建築局調整区域課】	46
△	同	【建築局調整区域課】	47
【区告示】			
△	地縁による団体の認可	【鶴見区地域振興課】	48
△	同	【鶴見区地域振興課】	49
【その他】			
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について（副市長依命通達）	【会計室会計管理課】	50

告示

横浜市告示第60号（令和3年2月5日揭示済）

建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域から
除く区域の一部改正

建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域から除く区域
（平成30年9月横浜市告示第508号）の一部を次のように改正する

。

令和3年2月5日

横浜市長 林 文子

災害危険区域から除く区域を次のように改める。

災害危険区域から除く区域

南区
保土ヶ谷区
磯子区
金沢区
栄区
港南区
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、三春台5及び宮田町1丁目1の西区部分
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、東町1の中区部分

横浜市告示第61号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年2月4日	特定非営利活動法人横浜こどもホスピスプロジェクト	中区北仲通3丁目33番地	令和2年12月9日から令和7年12月8日まで

横 浜 市 告 示 第 62 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

設 置 認 可 年 月 日	令 和 3 年 1 月 29 日
事 業 開 始 年 月 日	令 和 3 年 2 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	あ ゆ み 保 育 園 第 2
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 恵 泉 会
代 表 者	理 事 長 石 丸 よ う 子
施 設 長	石 丸 よ う 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	988.44 m ²
定 員	93 人
所 在 地	旭 区 鶴 ヶ 峰 二 丁 目 6 番 地 の 12

横浜市告示第63号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
令和2年8月12日	内田薬局二俣川駅前店	旭区二俣川1丁目41番地の3
令和2年11月1日	ふじわら小児科	金沢区富岡西一丁目48番12号
同	ぐみの森歯科医院	戸塚区汲沢町 1,051番地の33
令和2年12月1日	大橋薬局	南区宮元町4丁目91番地
同	あゆみ薬局	旭区東希望が丘83番地の7
同	飛鳥田医院	磯子区中浜町4番21号
同	西川内科医院	青葉区あざみ野一丁目26番地の10
同	オレンジ薬局荏田店	都筑区荏田南三丁目2番13号
同	都筑すこやか薬局	都筑区南山田町4,257番地の3
同	踊場在宅診療所	泉区中田東一丁目6番1号
令和2年12月6日	ひまわり調剤矢向薬局	鶴見区矢向二丁目17番5号
令和3年1月1日	ハックドラッグ鶴見薬局	鶴見区豊岡町1番5号
同	クリエイト薬局横浜大口仲町店	神奈川区大口仲町25番地の1
同	エール薬局弘明寺	南区六ツ川一丁目39番地
同	共創未来横浜最戸薬局	港南区最戸一丁目3番9号

同	ゆうなぎ神経内科在宅クリニック	保土ヶ谷区帷子町2丁目47番地の2
同	薬局トモズ日吉店	港北区日吉本町一丁目2番15号
同	医療法人社団元気会 元気ホームクリニック	緑区中山一丁目5番12号
同	センター北調剤薬局	都筑区中川中央一丁目1番5号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和2年12月1日	医療法人社団健志会	鶴見区下末吉六丁目3番25号	ふれーず訪問看護ステーション井土ヶ谷	南区永田東一丁目4番4号
同	株式会社カムの森	西区平沼一丁目19番20号	訪問看護ステーションカムの森	金沢区六浦五丁目23番7号

横浜市告示第64号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	氏 名	名 称	所在地
令和2年 12月1日	横 越 睦 正	中永谷斉藤接骨院	港南区下永谷五丁目1番10号
令和3年 2月1日	井 上 麻 世	株式会社安心サービス鍼灸マッサージ	中区三吉町4番地の6
同	前 地 奈津美	訪問鍼灸マッサージKEIRO W保土ヶ谷ステーション	保土ヶ谷区星川一丁目17番2号
同	柴 田 貴 宣	レイス治療院横浜金沢	金沢区能見台通3番6号
同	小笠原 清 史	<はりきゅう>からだ元気治療院横浜港北店	港北区新横浜一丁目18番地の3
同	阿 部 佳 織	鍼・灸・指圧按摩マッサージクオリティメンテナンス	栄区桂町728番地の1

横浜市告示第65号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文 子

診療所又は薬局

変更年月日	名 称	所在地
平成31年 1月23日	(新)医療法人社団良癒会スマイルケアデンタルクリニック	中区本郷町2丁目41番地
	(旧)医療法人社団良癒会良癒会歯科	
令和2年 4月1日	(新)六ツ川加藤整形外科	南区六ツ川一丁目873番地の14
	(旧)加藤整形外科医院	
令和2年 11月4日	ハックドラッグ藤が丘駅前薬局	(新)青葉区藤が丘一丁目28番地の17
		(旧)青葉区藤が丘一丁目28番地の14

横浜市告示第66号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
平成29年 1月26日	阿部佳織	(新) 鍼・灸・指圧 按摩マッサージ クオリティメン テナンス	(新) 栄区桂町728番 地の1
		(旧) こもれびあん 摩鍼灸治療院	(旧) 南区六ツ川一丁 目50番地の20
平成30年 7月16日	永井竜二	(新) ながい整骨院	(新) 南区井土ヶ谷下 町37番地の10
		(旧) 希望ヶ丘いき いき整骨院	(旧) 旭区中希望が丘 99番地の30
令和元年 5月26日	座間敦生	開設なし	(新) 金沢区釜利谷東 三丁目44番39号
			(旧) 金沢区釜利谷東 七丁目3番8号
令和2年 12月17日	瀬間正子	(新) 開設なし	(新) 金沢区長浜二丁 目7番27号
		(旧) 株式会社東京 在宅サービス	(旧) 東京都新宿区新 宿1丁目5番4号

横浜市告示第67号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を、次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和2年12月31日	奥平歯科医院	中区不老町2丁目10番地の12
同	山崎脳神経外科	栄区长沼町188番地の8

2 休止訪問看護事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年1月1日	アンダンテ株式会社	港北区新横浜二丁目6番地の13	マカロン訪問看護リハビリステーション根岸	磯子区西町11番8号

横浜市告示第68号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和2年2月20日	共栄薬局	港北区大曾根三丁目12番15号
令和2年6月29日	千草台歯科医院	青葉区千草台2番地の7
令和2年7月29日	とみ川歯科医院	港南区下永谷四丁目3番5号
令和2年8月11日	内田薬局二俣川駅前店	旭区二俣川1丁目5番地の5
令和2年8月31日	スター調剤尻手店	鶴見区矢向三丁目5番3号
令和2年10月14日	長谷歯科クリニック	戸塚区汲沢町163番地
令和2年10月20日	あおぼクリニック	青葉区奈良一丁目18番地の1
令和2年10月31日	ふじわら小児科	金沢区富岡西一丁目68番31号
令和2年11月4日	なごみ歯科	中区石川町4丁目158番地の28
令和2年11月30日	大橋薬局	南区宮元町4丁目91番地
同	あゆみ薬局	旭区東希望が丘83番地の5
同	飛鳥田医院	磯子区中浜町1番5号
同	西川内科・胃腸科	青葉区あざみ野一丁目26番地の6
同	オレンジ薬局荏田店	都筑区荏田南三丁目2番13号
同	都筑すこやか薬局	都筑区南山田町4,25

		7 番地の3
同	ファミリー在宅クリニック	戸塚区矢部町29番地
令和2年12月15日	医療法人社団伸整会 十日市場サングデン タルオフィス	緑区十日市場町818 番地の2
令和2年12月18日	弓削医院	南区睦町1丁目7番 地の5
令和2年12月31日	井上医院	泉区岡津町2,391番 地の1
同	ファルメックス調剤 瀬谷薬局	瀬谷区瀬谷四丁目12 番地の36

横浜市告示第69号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年5月1日	佐氏又英	青葉区若草台10番地の28	佐氏歯科医院	青葉区若草台10番地の28

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年5月1日	佐氏又英	青葉区若草台10番地の28	佐氏歯科医院	青葉区若草台10番地の28

3 介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年8月1日	スマイルケア有限公司	東京都千代田区岩本町2丁目14番3号	スマイル藤が丘	青葉区藤が丘一丁目40番地の19

横浜市告示第70号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 10月1日	合同会社すずかぜ	(新) 瀬谷区三ツ境 166 番地の 9	すずかぜヘルパーステーション	(新) 瀬谷区三ツ境 166 番地の 9
		(旧) 瀬谷区三ツ境 111 番地の 3		(旧) 瀬谷区三ツ境 111 番地の 3
令和2年 10月9日	アイーわいわい株式会社	瀬谷区阿久和東三丁目 17 番地の 6	わいわいケア	(新) 港北区大倉山二丁目 14 番 23 号
				(旧) 神奈川区台町 1 番地の 8

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 10月1日	医療法人誠心会	旭区川井本町 122 番地の 1	訪問看護ステーションかわい	(新) 旭区川井本町 106 番地の 5
				(旧) 旭区川井本町 122 番地の 1
令和2年 12月1日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡四丁目 26 番 14 号	リカバリースマイル	(新) 鶴見区駒岡四丁目 21 番 1 号
				(旧) 鶴見区駒岡四丁目 26 番 14 号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
-------	--------	------------	------------	-------------

令和2年 11月4日	ウエルシア 薬局株式会 社	東京都千代 田区外神田 2丁目2番 15号	ハックドラッ グ藤が丘駅前 薬局	(新)青葉区藤が 丘一丁目28番 地の17
				(旧)青葉区藤が 丘一丁目28番 地の14

4 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和2年 12月1日	株式会社リ カバリータ イムズ	鶴見区駒岡 四丁目26番 14号	リカバリーラ イフ	(新)鶴見区鶴見 中央二丁目8 番33号
				(旧)鶴見区駒岡 四丁目26番14 号
同	株式会社け やきライフ	海老名市中 新田4丁目 8番26号	けやきサポー ト横浜	(新)泉区新橋町 209番地の1
				(旧)泉区和泉中 央南四丁目11 番3号

5 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和2年 12月1日	株式会社リ カバリータ イムズ	鶴見区駒岡 四丁目26番 14号	リカバリーラ イフ	(新)鶴見区鶴見 中央二丁目8 番33号
				(旧)鶴見区駒岡 四丁目26番14 号
同	株式会社け やきライフ	海老名市中 新田4丁目 8番26号	けやきサポー ト横浜	(新)泉区新橋町 209番地の1
				(旧)泉区和泉中 央南四丁目11 番3号

6 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和元年 6月1日	合資会社あ がつま事務	(新)戸塚区柏 尾町 1,352	あい薬局居宅 介護支援事業	(新)戸塚区矢部 町 232番地

	所	番地の128 (旧)戸塚区舞岡町3,380番地の9	部	(旧)戸塚区舞岡町3,380番地の9
令和2年9月1日	医療法人社団ユニメディコ	泉区領家三丁目2番地の4	グリーンケアセンター	(新)青葉区千草台23番地の7 (旧)青葉区藤が丘一丁目25番地の9
令和2年10月1日	合同会社すずかぜ	(新)瀬谷区三ツ境166番地の9 (旧)瀬谷区三ツ境111番地の3	居宅介護支援事業所すずかぜ	(新)瀬谷区三ツ境166番地の9 (旧)瀬谷区三ツ境111番地の3

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年10月1日	医療法人誠心会	旭区川井本町122番地の1	訪問看護ステーションかわい	(新)旭区川井本町106番地の5 (旧)旭区川井本町122番地の1
令和2年12月1日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡四丁目26番14号	リカバリーマイル	(新)鶴見区駒岡四丁目21番1号 (旧)鶴見区駒岡四丁目26番14号

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年11月4日	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田2丁目2番15号	ハックドラッグ藤が丘駅前薬局	(新)青葉区藤が丘一丁目28番地の17 (旧)青葉区藤が丘一丁目28番地の14

9 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年 12月1日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡四丁目26番14号	リカバリーライフ	(新) 鶴見区鶴見中央二丁目8番33号
				(旧) 鶴見区駒岡四丁目26番14号
同	株式会社けやきライフ	海老名市中田新田4丁目8番26号	けやきサポート横浜	(新) 泉区新橋町209番地の1
				(旧) 泉区和泉中央南四丁目11番3号

10 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年 12月1日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡四丁目26番14号	リカバリーライフ	(新) 鶴見区鶴見中央二丁目8番33号
				(旧) 鶴見区駒岡四丁目26番14号
同	株式会社けやきライフ	海老名市中田新田4丁目8番26号	けやきサポート横浜	(新) 泉区新橋町209番地の1
				(旧) 泉区和泉中央南四丁目11番3号

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和2年 10月1日	合同会社すずかぜ	(新) 瀬谷区三ツ境166番地の9	すずかぜヘルパーステーション	(新) 瀬谷区三ツ境166番地の9
		(旧) 瀬谷区三ツ境111番地の3		(旧) 瀬谷区三ツ境111番地の3
令和2年 10月9日	アイーわいわい株式会社	瀬谷区阿久和東三丁目	わいわいケア	(新) 港北区大倉山二丁目14番

	社	17 番 地 の 6		23 号 (旧) 神 奈 川 区 台 町 1 番 地 の 8
--	---	------------	--	--------------------------------------

横浜市告示第71号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年12月31日	合資会社ケアワン	鶴見区梶山二丁目35番5号	ケアワン	鶴見区梶山二丁目35番5号

2 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年1月1日	株式会社エール福祉協会	港北区小机町893番地	エール福祉協会	中区弥生町2丁目15番地の1

3 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年1月1日	株式会社エール福祉協会	港北区小机町893番地	エール福祉協会	中区弥生町2丁目15番地の1

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和2年12月10日	有限会社二俣川介護支援センター	旭区中沢一丁目20番13号	有限会社二俣川介護支援センター	旭区中沢一丁目20番13号
令和2年12月31日	合資会社ケアワン	鶴見区梶山二丁目35番5号	ケアワン	鶴見区梶山二丁目35番5号

5 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年1月1日	株式会社エール福祉協会	港北区小机町893番地	エール福祉協会	中区弥生町2丁目15番地の1

	会			1
6	介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）			
廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年 1月1日	株式会社エール福祉協会	港北区小机町 893 番地	エール福祉協会	中区弥生町 2 丁目 15 番地の 1

横 浜 市 告 示 第 72 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 54 条 第 2 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療
 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 3 年 2 月 1 日	ク リ エ イ ト 薬 局 瀬 谷 阿 久 和 店	瀬 谷 区 阿 久 和 西 一 丁 目 25 番 地 の 1	薬 局

横浜市告示第73号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年11月1日	つるとうクリニック	鶴見区市場東中町8番地の21	腎臓
令和3年1月1日	薬樹薬局鶴ヶ峰2丁目店	旭区鶴ヶ峰二丁目29番地の18	薬局
同	ひばり薬局鴨居店	緑区鴨居一丁目4番4号	同
同	ウイン調剤薬局横浜西口店	西区北幸二丁目3番19号	同
同	秋本薬局横浜西口4号店	西区南幸二丁目11番1号	同
同	ケアーズ港南台訪問看護リハビリステーション	港南区港南台三丁目22番11号	訪問看護
同	一般社団法人日本厚生団長津田厚生総合病院	緑区長津田四丁目23番1号	腎臓
令和3年2月1日	なかじま薬局貝の坂店	都筑区川和町104番地	薬局
同	飯田薬局たまプラーザ店	青葉区美しが丘一丁目4番地の3	同
同	さくら薬局新藤が丘	青葉区藤が丘一丁目28番地の9	同
令和3年3月1日	調剤薬局ニコラ	神奈川区子安通二丁目13番地の1	同

横 浜 市 告 示 第 74 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生
 医 療) の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (育 成 医 療 ・ 更 生 医 療) か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 2 年 11 月 4 日	ハ ッ ク ド ラ ッ グ 藤 が 丘 駅 前 薬 局	(新) 青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 28 番 地 の 17	薬 局
		(旧) 青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 28 番 地 の 14	

横浜市告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 12月30日	のむら薬局	神奈川区片倉一丁目 9番3号	薬局
令和3年 1月31日	横浜療育医療セ ンター	旭区市沢町 557番地 の2	中枢神経

横浜市告示第76号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
仏向町横谷特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
保土ヶ谷区仏向町地内

横浜市告示第77号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
峰沢町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
保土ヶ谷区峰沢町地内

横 浜 市 告 示 第 78 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区

綱 島 特 別 緑 地 保 全 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

港 北 区 綱 島 台 地 内

公 告

横 浜 市 公 告 第 76 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗の名称及び所在地	（仮称）瀬谷駅南口第1地区市街地再開発ビル 瀬谷区瀬谷四丁目4番の10ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合 理事長 川 口 安 徳 瀬谷区中央1番地の6
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井 出 武 美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか未定
大規模小売店舗の新設をする日	令和3年9月20日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,998 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 64台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 105台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 120 m ²
廃棄物等の保管施設の	位置 届出書の添付図面記載のとおり

位置及び容量	容量 42 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	24時間
来客が駐車場を利用することができる時間帯	24時間
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで

(添付図面は省略)

- 2 届出年月日
令和3年1月19日
- 3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課
瀬谷区二ツ橋町190番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第77号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年2月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）三和青葉区もえぎ野商業施設計画
 青葉区もえぎ野1番の2
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社三和ホールディングス
 代表取締役 小山 壮之
 東京都町田市金森4丁目1番2号
- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,808 m ²	2,879 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 200台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 200台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 145台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 145台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

	面積 56 m ²	面積 54 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 容量 18 m ³	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 容量 19.65 m ³
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	出入口の数 入口 3箇所 出口 3箇所 位置 届出書添付図面（変更前）記載のとおり	出入口の数 入口 1箇所 出口 2箇所 位置 届出書添付図面（変更後）記載のとおり

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日
令和3年9月19日

(5) 変更する理由
計画変更のため

2 届出年月日
令和3年1月18日

3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 78 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
都 筑 区 川 和 町 字 桜 田 町 279 番 、 280 番 、 281 番 、 281 番 の 2 、
282 番 、 283 番 及 び 284 番 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 79 号

横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更 及 び 農 用 地 利 用 計 画 変
更 案 の 縦 覧

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 す る の で
、 変 更 後 の 当 該 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の う ち 農 用 地 利 用 計 画 の 案 を
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 住 民 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜
市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

当 該 農 用 地 利 用 計 画 に 係 る 農 用 地 区 域 内 に あ る 土 地 の 所 有 者 そ の
他 そ の 土 地 に 関 し 権 利 を 有 す る 者 は 、 当 該 農 用 地 利 用 計 画 の 案 に 対
し て 異 議 が あ る と き は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 15 日
以 内 に 横 浜 市 長 に 申 し 出 る こ と が で き る 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 変 更 内 容

次 の 土 地 を 農 用 地 区 域 か ら 除 外 す る 。

- (1) 大 竹 耕 地 区 域 （ A - 4 ）
港 北 区 新 羽 町 2,844 番 地
- (2) 恩 田 川 沿 岸 区 域 （ A - 20 ）
緑 区 小 山 町 609 番 の 4

2 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

3 縦 覧 期 間

令 和 3 年 2 月 15 日 か ら 令 和 3 年 3 月 17 日 ま で

4 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 80 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 12 月 13 日	30520	株 式 会 社 入 内 島 土 建	(新) 入 内 嶋 早 司	藤 沢 市 石 川 2 丁 目 20 番 地 の 1
			(旧) 入 内 嶋 政 彦	

横 浜 市 公 告 第 81 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11321	八 起 管 工 株 式 会 社	瀬 谷 区 阿 久 和 南 一 丁 目 24 番 地 の 19	令 和 元 年 10 月 31 日

横 浜 市 公 告 第 82 号

廃 物 の 認 定

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す る 条 例 (平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 31 号) 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 放 置 自 動 車 は 、 こ の 公 告 を 行 っ た 日 か ら 起 算 し て 10 日 を 経 過 し た と き は 、 廃 物 と し て 認 定 す る 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

放 置 場 所	車 名
港 北 区 新 吉 田 町	三 菱 ア ミ ス タ
旭 区 下 川 井 町	シ ボ レ ー
中 区 海 岸 通	ヤ マ ハ X J R 4 0 0
港 北 区 師 岡 町	ヤ マ ハ マ ジ ェ ス テ イ
旭 区 上 白 根 三 丁 目	ト ヨ タ ラ ク テ イ ス
港 北 区 高 田 町	ス ズ キ ソ リ オ
都 筑 区 東 山 田 町	不 明 フ ェ ル コ ン

横 浜 市 公 告 第 83 号

マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 に 係 る 事 業 計 画 の 変 更 の 認 可

マ ン シ ョ ン の 建 替 え 等 の 円 滑 化 に 関 す る 法 律 (平 成 14 年 法 律 第 78 号) 第 34 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 (仮 称) 井 土 ケ 谷 マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 事 業 計 画 の 変 更 を 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組 合 の 名 称
(仮 称) 井 土 ケ 谷 マ ン シ ョ ン 建 替 組 合
- 2 施 行 マ ン シ ョ ン の 名 称 及 び そ の 敷 地 の 区 域
 - (1) 名 称
下 之 前 住 宅
 - (2) 敷 地 の 区 域
南 区 井 土 ケ 谷 下 町 27 番 地 の 1
- 3 施 行 再 建 マ ン シ ョ ン の 敷 地 の 区 域
南 区 井 土 ケ 谷 下 町 27 番 地 の 1
- 4 事 業 施 行 期 間
平 成 30 年 3 月 5 日 か ら 令 和 3 年 4 月 30 日 ま で
- 5 事 務 所 の 所 在 地
神 奈 川 区 栄 町 8 番 地 の 1
- 6 設 立 認 可 の 年 月 日
平 成 30 年 3 月 5 日
- 7 変 更 の 認 可 の 年 月 日
令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 公 告 第 84 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 11 月 6 日 第 31 開 1313 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 名 瀬 町 764 番 地 の 11
株 式 会 社 グ リ ー ン フ ィ ル ド
代 表 取 締 役 青 野 一 稔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 平 戸 町 567 番 の 11 の 一 部 、 576 番 の 1 か ら 576 番 の 5 ま
で 、 716 番 の 1 、 716 番 の 2 の 一 部 、 716 番 の 3 か ら 716 番 の 5
ま だ 、 716 番 の 8 か ら 716 番 の 17 ま だ 、 717 番 の 1 か ら 717 番 の
19 ま だ 、 717 番 の 21 、 717 番 の 22 及 び 719 番 の 4

横 浜 市 公 告 第 85 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 5 日 第 31 開 108 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 6 番 1 号
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社 横 浜 支 社
支 社 長 内 山 全 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 1,640 番 の 4 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 86 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 4 月 9 日 第 31 開 813 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 三 ツ 境 16 番 地 の 1
株 式 会 社 丸 三
代 表 取 締 役 和 田 崇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 希 望 が 丘 168 番 の 4 の 一 部 、 168 番 の 6 、 168 番 の 16 か
ら 168 番 の 22 ま で 、 172 番 の 1 、 172 番 の 2 の 一 部 、 172 番 の 4
の 一 部 及 び 172 番 の 5 か ら 172 番 の 9 ま で

横 浜 市 公 告 第 87 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 5 月 27 日 第 2020 開 1401 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 東 伏 見 3 丁 目 6 番 19 号
タ ク ト ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 小 寺 一 裕
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 瀬 谷 六 丁 目 11 番 の 1 及 び 11 番 の 39 から 11 番 の 60 まで

横 浜 市 公 告 第 88 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 11 月 5 日 第 2020 開 808 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 吉 田 町 64 番 地 の 3
M R C 株 式 会 社
代 表 取 締 役 古 河 新 栄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 沢 一 丁 目 106 番 の 1 、 106 番 の 3 及 び 106 番 の 10 から 10
6 番 の 20 まで

横 浜 市 公 告 第 89 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 12 月 18 日 第 2020 開 1807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 折 本 町 278 番 地 の 1
株 式 会 社 ヤ マ ヨ
代 表 取 締 役 河 合 泰 臣
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 折 本 町 277 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 90 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 2 ・ 6 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 2 月 1 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
26.16 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 菅 田 町 1,504 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名
伊 藤 幸 子

横 浜 市 公 告 第 91 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 7 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 2 月 2 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
5.10 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 今 井 町 534 番 の 3 及 び 535 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名
有 限 会 社 久 力 工 業
代 表 取 締 役 久 力 昭 彦

横 浜 市 公 告 第 92 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 11 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 2 月 3 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
18.35 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 大 倉 山 六 丁 目 2,243 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名
有 限 会 社 ハ セ ガ ワ 企 画
代 表 取 締 役 長 谷 川 保

区 告 示

鶴見区告示第2号（令和3年2月3日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和3年2月3日

横浜市鶴見区長 森 健 二

1 名称

矢向四丁目町内会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

3 区域

横浜市鶴見区矢向二丁目17番の区域、矢向三丁目31番1号から31番17号までの区域並びに矢向四丁目1番5号から1番39号まで、2番から6番まで及び8番から33番までの区域

4 主たる事務所

横浜市鶴見区矢向四丁目8番23号

5 代表者の氏名及び住所

伊 藤 達 也

横浜市鶴見区矢向四丁目8番23号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

令和3年2月3日

鶴見区告示第3号（令和3年2月3日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和3年2月3日

横浜市鶴見区長 森 健 二

1 名称

鶴見中央中町会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

3 区域

横浜市鶴見区鶴見中央一丁目2番から5番までの区域並びに鶴見中央四丁目1番、2番2号、2番13号、2番14号、9番、16番から39番まで、40番2号及び40番3号の区域

ただし、鶴見区鶴見中央一丁目2番2号から2番17号まで、3番4号から3番10号まで及び5番3号から5番8号までを除く

4 主たる事務所

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目9番1号

5 代表者の氏名及び住所

長谷川 勝 一

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目39番8号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

令和3年2月3日

その他

会会第 1336 号
令和3年2月15日

区局長各位

副市長

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について（依命通達）

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について（昭和39年7月25日総総第213号助役依命通達）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

第1の10(1)中「次の13」を「次の11」に改める。

第3の6(2)に次のように加える。

ミ 総務局人事部労務課が一括して支出した会計年度任用職員等の報酬、期末・勤勉手当、社会保険料及び通勤に係る費用弁償

第4の10中「第10号」を「第54号第2項第10号」に、「第36号」を「第37号」に、「第54号」を「第55号」に改める。

第4の10(1)中「第36号」を「第37号」に、「第54号」を「第55号」に改める。

第4の10(1)イ中「第36号」を「第37号」に、「第54号」を「第55号」に改める。